

医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号に掲げる手術件数（2024年1月～12月）

区分	分類手術	件数
区分1	ア) 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
区分1	イ) 黄斑下手術等	285
区分1	ウ) 鼓室形成手術等	0
区分1	エ) 肺悪性腫瘍手術等	42
区分1	オ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	126
区分2	ア) 靱帯断裂形成手術等	17
区分2	イ) 水頭症手術等	0
区分2	ウ) 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
区分2	エ) 尿道形成手術等	0
区分2	オ) 角膜移植術	0
区分2	カ) 肝切除術等	15
区分2	キ) 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア) 上顎骨形成術等	0
区分3	イ) 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
区分3	ウ) バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
区分3	エ) 母指化手術等	0
区分3	オ) 内反足手術等	0
区分3	カ) 食道切除再建術等	0
区分3	キ) 同種死体腎移植術等	0
区分4	区分4 該当手術	321
区分5	ア) 人工関節置換術	167
区分5	ア) 人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	251
区分5	イ) 乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対する手術）	0
区分5	ウ) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	45
区分5	エ) 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
区分5	オ) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	148